

【富山労働局長登録教習機関】
 林業・木材製造業労働災害防止協会
 富山県支部

【走行集材機械の運転業務に係る特別教育】

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、車両系林業機械は、間伐の促進や低コスト路網の整備・拡充により、今や木材伐出作業の中核的な地位を占める一方で、労働災害が増加傾向にあります。

このため、労働安全衛生規則の一部改正(平成25年11月29日付け厚生労働省令第125号)により、車両系林業機械である「伐木等機械」「走行集材機械」「簡易架線集材装置又は架線集材機械」の運転業務が新たに特別教育の対象となりました。

つきましては、下記のとおり標記特別教育(則36-6-3)を実施することといたしましたので、対象者はもれなく受講していただきますようご案内いたします。

記

1. 講習日時

令和6年 9月11日(水) 9:00 ~ 16:10

9月12日(木) 9:00 ~ 16:00 (受付は両日共8:30より行います。)

2. 講習場所

学科 富山県林業普及センター 中新川郡立山町吉峰3

実技 富山市内現場 (予定)

3. 募集人数

20人 ※定員に達し次第、締め切ります。

4. 講習科目・時間

| 区分 | 科目内容 | 時間 | 備考 |
|-------------|---------------------------------------|-----|------|
| 学科教育 一日目 | ・関係法令 | 1時間 | |
| | ・走行集材機械に関する知識 | 1時間 | |
| | ・走行集材機械の作業に関する知識 | 2時間 | |
| | ・走行集材機械の運転に必要な一般事項に関する知識 | 1時間 | 免除可能 |
| | ・走行集材機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 | 1時間 | 免除可能 |
| 実技教育 一日目 | 走行集材機械の走行の操作 | 3時間 | 免除可能 |
| | 走行集材機械の作業のための装置の操作 | 3時間 | |

※既に所持している資格等により免除出来る科目がございます。(別表1)をご確認ください。

5. 申込み期間

令和6年7月26日(金)～8月23日(金)まで

6. 受講対象者 機械を操作する者若しくは操作する見込みのある者

7. 対象機種 フォワーダ、小型運材車、スキッド等

8. 受講手続き

- (1) 申込
- ①別紙申込書は申込先に郵送または持参してください。
 - ②写真1枚(2cm×3cm 6か月以内撮影、正面、脱帽)
※写真の裏に名前を記入し申込書に貼付してください。
 - ③請求書は基本的に発行しておりません。ご入用の場合は、申込書を送付の際に、その旨を明記し、請求先を指定したものを同封ください。(別紙あるいは、付箋等)
 - ④お振り込みは、講習開始日の2営業日前までをお願いします。
- なお、お振り込みをされる前に電話にて定員のご確認をされることをお勧め致します。

送金先 ◆振込手数料はご負担願います。

| |
|--|
| 富山第一銀行 ニューセンター支店(普) 244663 (口座名) 林業木材製造業労働災害防止協会富山県支部 |
|--|

- (2) 受講料 (別表1)をご確認ください。
- (3) 申込先 **林業・木材製造業労働災害防止協会富山県支部**
〒930-2226 富山市八町6931番地(富山県森林組合連合会内)
TEL (076) 434-3351 FAX (076) 434-1794
- (4) 受講票 受講日の一週間前までにお手元に届くように発送いたします。

9. 修了証の発行 所定の科目の修了者には修了証を発行いたします。

10. その他

- (1)昼食は各自ご用意願います。
- (2)受講当日には、各自で検温を実施し、37.3℃以上の体温が検知された場合には、受講をお控えいただくようお願いいたします。
- (3)実技の際は、作業に適した服装(長袖、長ズボン、ヘルメット、長靴等)をご用意ください。
- (4)受講料は、講習会中止の場合以外は返納致しかねますのでご承知願います。

- 伐木等機械の運転の業務に係る特別教育
- 走行集材機械の運転の業務に係る特別教育
- 簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育
(架線集材機械の運転の業務に係る特別教育)

講習受講申込書

※免除番号 号 受付第 号

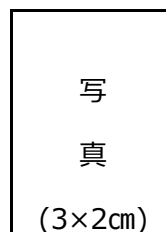
| | | | |
|---------|---|---|-------|
| ふりがな | | 旧姓を使用した氏名等の併記の希望の有無 | 有・無 |
| 受講者氏名 | | 併記を希望する氏名又は通称 <small>(希望無の場合には記載しない)</small> | |
| 生年月日 | 昭和 年 月 日 平成 | | |
| 現住所 | 〒 電話番号 | | |
| 所 属 | 事業所名 | 担当者氏名 | |
| | 所在地 | 〒 電話番号 | |
| 保有する講習等 | 講習等名 | 交付年月日 | 交付機関名 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

令和 年 月 日

林業・木材製造業労働災害防止協会 富山県支部 行

(備考)

1. 証明写真(3cm×2cm)は1枚のみ必要。申込書に貼付けてください。(修了証用)
2. ※印は、記入しないでください。
※講習期間中は、受付で本人確認をしますので、受講票と一緒に、身分証明書(自動車免許証、健康保険証、住民票、パスポート等)をご提示のうえ、受付を済ませてください。身分証明書は、必ず原本を持参ください(コピーは不可)。
3. 科目の省略を受けることができる技能講習又は特別教育を修了している方は、その修了証のコピーを添付してください。



(別表1)

【令和6年度】

車両系木材伐出機械等特別教育に係る受講料一覧表

林災防富山県支部

| 走行集材機械の運転業務に係る特別教育 | | | 受講料 | テキスト代 |
|--------------------|-------------|-------------------------------|-------------------------|----------------------|
| 全科目 | 学科6時間+実技6時間 | 満18歳以上の者 | 40,070円 (内消費税3,443円) | 3,630円 (内消費税330円) |
| 免除① | 学科5時間+実技6時間 | 伐木等機械特別教育修了者 | 37,870円 (内消費税3,443円) | |
| 免除② | 学科6時間+実技3時間 | 車両系建設機械技能講習等修了者 | 26,870円 (内消費税2,443円) | |
| 免除③ | 学科5時間+実技3時間 | 車両系建設機械技能講習等及び伐木等機械特別教育修了者 | 24,670円 (内消費税2,243円) | |
| 免除④ | 学科4時間+実技3時間 | 車両系建設機械技能講習等及び簡易架線集材装置特別教育修了者 | 22,470円 (内消費税2,043円) | |

| 伐木等機械の運転業務に係る特別教育 | | | 受講料 | テキスト代 |
|-------------------|-------------|-----------------|-------------------------|----------------------|
| 全科目 | 学科6時間+実技6時間 | 満18歳以上の者 | 43,370円 (内消費税3,943円) | 3,630円 (内消費税330円) |
| 免除④ | 学科6時間+実技4時間 | 車両系建設機械技能講習等修了者 | 33,470円 (内消費税3,043円) | |
| 免除⑤ | 学科4時間+実技4時間 | 走行集材特別教育修了者 | 29,070円 (内消費税2,643円) | |

| 簡易架線集材装置等の運転業務に係る特別教育 | | | 受講料 | テキスト代 |
|-----------------------|-------------|------------------------------|-------------------------|----------------------|
| 全科目 | 学科6時間+実技8時間 | 満18歳以上の者 | 70,870円 (内消費税6,443円) | 3,630円 (内消費税330円) |
| 免除⑥ | 学科6時間+実技7時間 | 車両系建設機械技能講習等修了者 | 63,720円 (内消費税5,793円) | |
| 免除⑦ | 学科5時間+実技7時間 | 走行集材機械もしくは伐木等機械特別教育修了者 | 61,520円 (内消費税5,593円) | |
| 免除⑧ | 学科3時間+実技3時間 | 走行集材機械もしくは伐木等機械及び機械集材特別教育修了者 | 28,520円 (内消費税2,593円) | |

※受講料及びテキスト代には消費税10%が含まれております。 ※テキストは3区分共通です。

※車両系建設機械技能講習等修了者とは、車両系建設機械技能講習・小型車両系建設機械特別教育・不整地運搬車特別教育のいずれかを修了した者のこと。